

業務委託仕様書

1 業務の名称

集落対策の推進に係る住民自治組織等支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和6年10月策定の「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（集落対策の推進）^{※1}」（以下、本計画という。）に基づき、県、市町、住民など多様な主体が一体となった集落対策の取組を行うことで、持続可能な地域づくりを目指すものである。

具体的な業務は、住民自治組織の話し合い等の伴走支援業務、地域住民を対象とした集落対策の理解促進業務、市町職員等を対象とした支援業務、話し合いの推進に向けた基礎データの整理業務及びこれらに付随する業務となる。

なお、提案及び業務の実施に当たっては、本計画の趣旨等を十分に理解するとともに、本計画に記載の将来見通しや目指す姿等を踏まえた上で行うこと。

※1 「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（集落対策の推進）」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/594899.pdf>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 住民自治組織の話し合い等の伴走支援業務

住民による地域課題解決に向けた取組が実施できる体制づくりに向け、住民が主体となった話し合いを合意形成に導くとともに、その取組を実行するために必要な各種支援を行う。

また、話し合いで明らかとなった専門的な知見が必要となる取組（空き家対策、鳥獣対策、農村RMO設立等）に対し、実践者や研究者、専門機関等の知識・経験を有する専門人材（法人・団体等を含む）をリスト化し、住民自治組織や市町等へ速やかに派遣できる体制を整えること。

ア 支援対象

広島県の中山間地域内に所在する住民自治組織

令和8年度からの新規組織 13組織（目標）

これまでの継続組織 12組織（庄原市1、廿日市市2、安芸高田市8、江田島市1）

なお、受託者は、発注者とともに新規組織の発掘に努めるとともに、その他の組織からの問い合わせ等についても、可能な範囲で対応すること。

イ 主な支援内容（市町及び対象組織と協議の上決定）

(7) 話し合いの基となる資料等の作成

組織の現状及び将来見通し等の把握・分析や、ヒアリング内容をまとめた資料等を作成すること。

また、必要に応じて住民アンケート調査の実施支援及びデータ分析等を行うこと。

(4) 地域の話合い支援

課題抽出、対応策検討、合意形成、計画策定など一連の支援を行う。また、進捗管理を適時適切に行い、発注者及び市町との情報共有を徹底すること。

(5) 取組の支援及び専門人材の派遣

話合いで導き出された取組の実行に向け、地域の体制づくりを支援し、地域の目指す将来像に進むよう、財政・人材の両面から総合的に助言等を行う。

また、取組に適した専門人材をリスト化し、地域及び市町の要望に応じて速やかに地域へ派遣する。派遣回数は、各組織1回程度を目安とし、派遣者との調整及び派遣に係る費用は、受託者の負担により行うこと。

なお、話合い着手のきっかけづくりや、市町が主催する研修会等への専門人材派遣についても、発注者と調整の上、適宜対応すること。

(6) その他

他地域での先進事例や行政による支援制度の情報など、関係者への助言や相談対応等を行う。

ウ 支援に必要な能力

支援を行う者は次のような能力を有する者（実務経験者であることが望ましい。）とし、能力や業務内容に応じて複数名配置し対応すること。

(7) 中山間地域の実情や住民自治組織の運営、地域課題の解決策、行政の支援制度等に関する知識を有し、地域の課題解決の取組に対して適切な助言ができること。

(8) 話合いと合意形成、計画策定に係るファシリテーションができること。

(9) 地域の現状及び将来見通し等の把握・分析などについて適切な助言ができること。

(10) 夜間・休日等も臨機に対応可能であり、関係者（住民、住民自治組織、市町、民間事業者、その他関係組織をいう。以下同じ。）との連絡調整及び進捗管理ができること。

エ 支援回数【参考：令和7年度実施回数2回～8回／組織】

支援対象組織に対し、原則として複数回訪問し、必要な支援を行うこと。支援は2年間を目安とし、支援対象組織及び市町の意向やこれまでの進捗等も踏まえ、必要に応じて回数や頻度、話合いの内容、専門人材の派遣等を調整すること。

なお、支援対象組織の役員や市町の担当者等との簡易な打合せ・事務的な協議等については、必要に応じてオンラインでの実施も可とする。

オ 支援内容の報告

イの支援を行った際には、その都度、速やかに相手方とやり取りをした内容や支援内容の概要を記載した報告書（任意様式）を作成し、メールにより提出すること。

(2) 地域住民を対象とした集落対策の理解促進業務【参考：令和7年度実施回数2回／2町】

地域での話合いの必要性について、住民や住民自治組織役員等の理解促進等を行い、地域における取組開始の動機付けを行う。なお、実施に当たっては市町と十分に連携し、市町が主体的に開催するセミナーとの共催等、効果的な手法を検討すること。

開催場所は、中山間地域を有する県内市町とし、複数回実施すること。実施時期は、市町の意向等も踏まえて調整し、講師等に係る費用及び会場の確保については、受託者の負担により行うこと。

(3) 市町職員等を対象とした支援業務

ア 市町担当職員等の相談対応等【令和8年度新規】

集落対策の取組を進めるためには、地域住民に対し直接支援を行う立場にある市町職員等が、住民自治組織等の支援に関する知識や経験を蓄積していくことが重要である。そのため、市町職員等に対して、随時、相談対応や助言等を行うとともに、話し合いの場等を活用して実務支援等を行うこと。

イ 市町担当者の連携強化【令和8年度新規】

集落対策に係る知識の蓄積を図るために、市町担当者間の意見交換や取組事例の共有など、担当者同士の連携を強化する研修会や意見交換会等を実施すること。

なお、実施に当たっては、目的を明確化し、効果的な手法により企画すること。また、複数回実施することとし、講師等に係る費用及び会場の確保については、受託者の負担により行うこと。

(4) 話し合いの推進に向けた基礎データの整理業務

地域における話し合いの取組を進めるために、発注者が提供するデータ等に基づき、人口推計値等を整理・可視化し、県内の住民自治組織の状況を把握できる資料を作成・整理すること。

ア 対象市町【参考：令和7年度7市町作成】

広島県内の中山間地域を有する市町（令和8年度：6市程度）

ただし、作成済みの12市町分についても、データ更新や追加等に対応すること。

イ 整理する項目

年代別人口、世帯数、班・組等の数、UIターン数、人口推計値等

ウ 対応内容

(ア) 各市町の住民自治組織ごとに、整理する項目について取りまとめる。なお、人口推計値がない市町については、コーホート変化率法等を用いて算出し、住民自治組織の状況については、年代別人口等を踏まえて、地域の持続可能性について評価を行うこと。

(イ) 地域における話し合いの取組が進むよう、市町との意識共有や、支援対象組織の掘り起こしに繋がる働きかけを行うこと。

(ウ) 整理したデータについては、更新ができる仕様とし、発注者に提出すること。

5 発注者への報告等

(1) 業務計画書の作成

受託者は、次の項目について業務計画書を作成し、発注者と協議の上、契約締結後速やかに提出するものとする。なお、受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。また、円滑に事業を実施するために、関係者と綿密に連携できる実施体制を構築すること。

ア 業務概要

イ 実施体制（緊急時の連絡体制を含む）

伴走支援を行う者の能力、県内のカバー体制、役割分担等

ウ 業務工程表（打合せ等の時期含む）

(2) 進捗状況等報告

受託者は、月に1回以上、次の内容についてメールで報告すること。報告に用いる様式については、初回協議時に発注者と協議の上決定すること。また、発注者と進捗状況の共有及び当月以降の業務計画に係る協議（オンライン可）を行うこと。また、発注者から要求があった場合には、随時、速やかに進捗状況を報告すること。

ア 月次報告（実施内容）

イ 業務進捗状況

ウ 業務対応状況

(3) 成果物の提出

成果物については、次のとおり発注者に提出すること。

ア 業務報告書

上記4による業務の実施結果について、写真等を付して詳細に記載した業務報告書を作成し、電子媒体（CD又はDVD1枚）の形式で提出すること。なお、電子データのファイル形式及び使用ソフトについては、原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point のいずれかとする。

イ 成果物の瑕疵

納品後に成果物の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

6 必要物品

委託に付随して必要となる物品は、すべて受託者において負担すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 機密情報の取扱い及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で機密情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。